

○東京藝術大学における大学発ベンチャーの認定に関する規則

	〔平成30年1月18日〕	
	制 定	
改正	令和3年11月18日	令和5年5月25日
	令和7年4月17日	

(目的)

第1条 この規則は、本学における研究成果を広く社会に発信し、本学の価値を高め、本学と社会との接続をはかることが期待されるベンチャー企業への円滑かつ適正な支援を行うため、大学発ベンチャーの認定その他必要な事項について定めることを目的とする。

(名称)

第2条 本学がベンチャー企業に授与する称号は、「東京藝術大学発ベンチャー」とする。

(定義)

第3条 この規則において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 大学発ベンチャー 次のいずれかに該当し、かつ設立後5年以内の企業をいう。
 - ア 本学が所有する知的財産権を基に設立したもの
 - イ 本学の役職員等又は学生が、本学における研究成果、技術、知見等（以下、「研究成果等」という。）に基づいて設立したもの
 - ウ 本学の役職員等が、退職後3年以内に、本学在職時における研究成果等を基に設立したもの
 - エ 本学の学生が、卒業又は修了後（博士後期課程の学生の場合は満期退学を含む）1年以内（卒業又は修了後、他の職に就かなかった場合はその限りではない）に、本学在学時における研究成果等を基に設立したもの
 - オ アからエの規定にかかわらず、学長がアからエの規定に準ずる資格を有すると認めたもの
- (2) 知的財産権 東京藝術大学役職員等の発明等に係る知的財産権の取扱規則第2条第3号に規定するものをいう。
- (3) 役職員等 本学の役員、本学と雇用又は委嘱関係にある職員（ゲスト講師を除く。）及び大学院専門研究員をいう。
- (4) 部局等 事務局、美術学部（大学院美術研究科文化財保存学専攻を含む。）、音楽学部、大学院映像研究科、大学院国際芸術創造研究科、附属図書館、大学美術館、社会連携センター、未来創造継承センター、言語・音声トレーニングセンター、演奏芸術センター、保健管理センター、芸術情報センター、教養教育センター、キュレーション教育研究センター、アート・キャリアオフィス、グローバル・サポートセンター、芸術教科研修推進室、芸術未来研究場及び芸術未来研究場に置かれた横断領域をいう。
- (5) 教授会等 学部又は研究科にあっては教授会、その他の組織にあっては各組織の運営に係る審議機関をいう。

第4条 大学発ベンチャーの認定を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、東京藝術大学発ベンチャー称号申請書（別紙様式1）に必要書類を添えて学長に申請するものとする。

2 学長は、前項の規定により申請があったときは、申請者の所属する部局等（退職者及び卒業又は修了者においては在職又は在学時に所属していた部局等）における教授会等、社会連携センター運営委員会及び教育研究評議会（以下「運営委員会等」という。）での意見を参考に大学発ベンチャーの認定を決定するものとする。

3 学長は、前項の規定により認定を決定した場合は、文書により申請者に通知するものとする。

4 教授会等は、第2項に規定する決定に際し、外部有識者に意見を求め、及び申請者への面接を行うことができる。

（申請の条件）

第5条 前条第1項の申請は、申請者が次の各号のすべてに該当する場合に行うことができる。

（1）第3条に掲げる大学発ベンチャーの定義に該当していること。

（2）事業内容等が公序良俗に反しないこと。

（3）本学に対する名誉毀損、誹謗中傷及び業務妨害等のおそれがないこと。

（4）本学の役職員が設立したものにあつては、東京藝術大学職員の兼業に関する規則及び東京藝術大学利益相反マネジメント実施規則その他本学における関係規則等に定める所要の手續、許可等が適正になされていること。

（認定証の交付）

第6条 学長は、第4条第3項の規定により大学発ベンチャーとして認定（以下「認定大学発ベンチャー」という。）したときは、認定証（別紙様式2）を交付する。

2 大学発ベンチャーの認定の期間は、授与した日から5年間とし、更新することができる。

3 前項の規定により認定の期間を更新しようとする認定大学発ベンチャーの代表者（以下「代表者」という。）は、学長に申請しなければならない。この場合において、当該更新に係る認定の手續は、第4条の規定を準用する。

（事業報告書等の提出）

第7条 代表者は、年度毎に任意の様式により、当該認定大学発ベンチャーで定めた決算日から3か月以内に、事業報告書及び収支決算書（以下「事業報告書等」という。）を学長に提出しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、認定大学発ベンチャーが、次の各号のいずれかの適用を受けたときは、代表者又は清算人は、速やかに学長に報告しなければならない。

（1）会社法（平成17年法律第86号）に定める解散

（2）破産法（平成16年法律第75号）に定める破産手續

（3）民事再生法（平成11年法律第225号）に定める再生手續

（4）会社更生法（平成14年法律第154号）に定める更生手續

- (5) 不正競争防止法（平成5年法律第47号）に定める不正競争を行い、裁判によって同法第21条に規定する罰金刑が確定した場合
（認定の辞退）

第8条 代表者は、東京藝術大学発ベンチャー認定辞退申請書（別紙様式3）により、第4条第2項の規定による認定の辞退を学長に申し出ることができる。

- 2 学長は、前項の規定により申出を受けたときは、これを認めるものとする。この場合において、代表者は、速やかに第6条第1項の規定により授与された認定証を返付しなければならない。

（認定の取消し）

第9条 学長は、認定大学発ベンチャーが次の各号のいずれかに該当すると判断した場合は、第4条第2項の規定による認定を取り消すことができる。

- (1) 第3条に規定する大学発ベンチャーの定義から著しく逸脱した場合
(2) 認定大学発ベンチャーが社会的信用を失墜する行為を行った場合
(3) 第7条第1項に規定する事業報告書等を提出しない場合又は同条第2項に規定する報告があった場合
(4) その他本学の不名誉となるおそれがある場合等であつて、「東京藝術大学発ベンチャー」として認定し続けることが適当でないと認める場合

- 2 学長は、前項の規定により認定を取り消した場合は、別紙様式4により、代表者に通知する。

- 3 第1項の規定により認定の取消しを受けた代表者は、速やかに第6条第1項の規定により授与された認定証を返付するものとし、当該取消しを受けた日以降、大学発ベンチャーとして認定を受けていた事実を事業に使用してはならない。

（認定大学発ベンチャーへの支援事業）

第10条 本学は、認定大学発ベンチャーに対し、本学の管理運営及び教育研究に支障のない範囲において、次の各号に掲げる支援を行うことができる。

- (1) 事務室又は研究室として本学内の施設を貸与（有料）すること。
(2) 貸与した施設について、当該認定大学発ベンチャーの所在地とする商業登記を認めること。
(3) 研究設備等の利用を許可すること。
(4) 社会連携センター等による他企業への紹介又は仲介を行うこと。
(5) 本学主催のイベント、本学の広報誌又はホームページにおいて広報を行うこと。

- 2 前項に規定する支援については、認定された日から原則5年間を限度とする。

- 3 第1項に規定する支援を行うときは、本学における関係諸規則等によるものとする。

（事務）

第11条 大学発ベンチャーの認定に関する事務は、社会連携課が処理する。

（雑則）

第12条 この規則に定めるもののほか、大学発ベンチャーの認定に関し必要な事項は、別に定める。

この規則は、平成30年 1 月18日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、令和 3 年11月18日から施行する。
- 2 改正前の東京藝術大学の研究成果等を活用したベンチャー企業への称号の授与に関する規則第 6 条の規定による大学発ベンチャーの称号授与は、改正後の東京藝術大学における大学発ベンチャーの認定に関する規則第 6 条の規定による認定大学発ベンチャーの認定とみなし、認定の期間は改正前の当該称号授与日から通算する。

附 則

この規則は、令和 5 年 5 月25日から施行する。

附 則

この規則は、令和 7 年 4 月17日から施行する。

別紙様式 1

東京藝術大学発ベンチャー認定申請書

(元号) 年 月 日

東京藝術大学長 殿

名 称
代表者 印

下記のとおり大学発ベンチャーの認定を申請いたします。

なお、認定の上は、東京藝術大学における大学発ベンチャーの認定に関する規則（以下「規則」という。）その他東京藝術大学が定める諸規則及び法令を遵守することを誓約します。

また、東京藝術大学から認定された「東京藝術大学発ベンチャー」の表記を使用したことによって、当方若しくは第三者に損害が生じた場合又はその他の不測の事態が生じた場合には、当方で処理し、東京藝術大学及びその関係者に損害賠償請求は一切行いません。

記

- 1 企業名
- 2 所在地
- 3 代表者名
- 4 代表者区分[役職員等（退職者を含む）、学生（卒業又は修了した者を含む）、第三者]
- 5 連絡先（電話番号及びE-mail）
- 6 事業開始日等
 - (1) 設立日
 - (2) 事業開始（予定）日
- 7 分野
- 8 資本の額又は出資の額
- 9 常時使用従業員数
- 10 事業の概要及び特色
- 11 事業化しようとする研究成果の概要
- 12 大学発ベンチャーの申請資格[第3条第1項第1号 ア、イ、ウ、エ、オ]
- 13 12の資格を有することの説明
- 14 大学発ベンチャーの認定を必要とする理由
- 15 推薦教員の氏名（申請者が現職又は退職後の教授又は准教授の場合を除く）

く)

添付書類：許可を受けた兼業許可申請書の写し（専任教員の場合）

申請時に在籍する専任教員からの推薦書（申請者が現職又は退職後の教授又は准教授の場合を除く）

登記簿の写し

定款の写し

法人概要及び組織図

出資者のリスト及び出資金額の内訳

直近３年の事業報告書・収支決算書

(文書番号)

称 号 記

名 称

代 表 者

東京藝術大学における大学発ベンチャーの認定に関する規則第 6 条の規定に基づき、(元号) 年 月 日までの期間、東京藝術大学発ベンチャーの称号を授与する。

(元号) 年 月 日
東京藝術大学長

印

別紙様式 3

(元号) 年 月 日

東京藝術大学発ベンチャー認定辞退申請書

東京藝術大学長 殿

名 称

代表者名

東京藝術大学発ベンチャー認定番号 第 号

下記の理由により、東京藝術大学発ベンチャーの認定の辞退を申請します。

記

辞退を希望する理由

以上

別紙様式 4

(元号) 年 月 日

殿

東京藝術大学長

東京藝術大学ベンチャーの認定の取り消しについて（周知）

(元号) 年 月 日付で認定付けで認定しました東京藝術大学発ベンチャーの認定につきましては、下記の理由により、取り消すこととなりましたので、通知します。

記

取消理由

東京藝術大学発ベンチャー認定番号 第 号

以上